

議案第6号

全国森林環境税創設促進議員連盟規約の一部を改正する規約制定について

全国森林環境税創設促進議員連盟規約の一部を改正する規約を、別記のとおり制定するものとする。

平成23年7月14日 提出

平成23年7月 日

全国森林環境税創設促進議員連盟
会 長 板 垣 一 徳

別記

平成23年全国森林環境税創設促進議員連盟規約第 号

全国森林環境税創設促進議員連盟規約の一部を改正する規約

全国森林環境税創設促進議員連盟規約（平成6年規約第1号。以下「議員連盟規約」という。）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号に規定する当年度の活動計画若しくは収入支出予算に補正（以下この項において「予算等の補正」という。）が必要な場合で総会を開く暇がない場合の予算等の補正については、会長が役員会に諮って補正することができる。その場合の補正については、次の総会で承認を得るものとする。

第23条に次の1項を加える。

- 3 会長は、支出金の支出に充てるため、一時借入金の借入れを必要と認めるときは、一時借入金の額、借入先、借入期間及び利率を定めて金融機関から借入れることができるものとする。ただし、一時借入金を必要としなくなったときは、速やかに返納しなければならない。

附 則

この規約は、平成23年7月14日から施行し、改正後の議員連盟規約の規定は、平成23年6月22日から適用する。